

第二種動物取扱業における飼養管理基準（案）

青色文字：現行の検討箇所

緑色文字：基準案の改正箇所

水色マーカー：一種と二種の違い

黄色マーカー：改正の対象となる箇所

＜前提＞

現在の飼養管理基準省令（以下「基準省令」という。）において、第二種動物取扱業に関してのみ規定されている内容は、施行規則において第一種動物取扱業の登録要件等として規定されており、実質的には同様の規制がかけられている【水色マーカー太字】。

現行の基準省令上、第一種動物取扱業にのみに規定されており、営利性が認められない第二種動物取扱業においては緩和されている規制も存在する【水色マーカー斜字】。

そのほか、現行の基準省令上、業種等の違いを踏まえて第一種動物取扱業と第二種動物取扱業で書き分けている箇所がある【水色マーカー下線】。

＜方向性＞

上記を踏まえ、今回検討してきた第一種動物取扱業における基準改正箇所（下記に抜粋、黄色マーカー緑字）のうち、現行基準において第一種と第二種で同様の基準が定められている箇所は、以下の通り第二種動物取扱業の基準についても同様に改正したいと考えている。（今回改正しない基準及び第一種動物取扱業にのみ課されている基準は改正しない）

		【今回改正】	
		第一種では 改正する基準	第一種では 改正しない基準
【現行】	第一種と第二種で 同様の基準	第二種も改正する (第一種と同様に)	第二種は改正しない
	第一種にのみ 課されている基準	第二種は改正しない	第二種は改正しない

※参考資料 3 「飼養管理基準省令における第一種動物取扱業と第二種動物取扱業の違い」 も合わせてご覧ください。

■ ケージ等の安全な構造及び素材について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 (ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 (4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする	1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 (i v) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。 (1 1) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする	1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 (ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 (4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあつては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。	1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 (i v) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 (1 1) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあつては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

■ 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性に関する飼育環境について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 ロ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。	3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。 ロ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。	3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 ロ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。	3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。 ロ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

■ 状態悪化時の受診について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 へ動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。	4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 （5）動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。	4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 へ動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない	4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 （5）動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。

■ 展示時間、展示を行わない時間について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
イ動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。 （2）販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。	イ届出をして展示業を行う者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。	イ動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、哺乳類の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。 （2）販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。	イ届出をして展示業を行う者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 （1）輸送設備は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。

■ 輸送後の目視観察について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合であっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 （１０）販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合であっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 （７）譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合であっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 （１０）販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（Ⅺにおいて「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。 （１１）販売業者及び貸出業者にあっては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後すみやかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合であっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 （７）譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（(8)において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。 （８）譲渡業者及び貸出業者にあっては、譲渡、譲渡のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後すみやかに、当該動物を、飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。

■ 繁殖について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 ト販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 チ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 リ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。	6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 ホ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 ヘ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 ト届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ（３）に規定する健康診断、ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。	6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 ト販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 チ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 リ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。	6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 ホ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 ヘ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 ト届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号イ（３）に規定する健康診断、ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。

■ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （1）被毛にふん尿等が固着した状態 （2）体表が毛玉で覆われた状態 （3）爪が異常に伸びている状態 （4）その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （1）被毛にふん尿等が固着した状態 （2）体表が毛玉で覆われた状態 （3）爪が異常に伸びている状態 （4）その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （1）被毛にふん尿等が固着した状態 （2）体表が毛玉で覆われた状態 （3）爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態 （4）自傷行為が見られる状態 （5）その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （1）被毛にふん尿等が固着した状態 （2）体表が毛玉で覆われた状態 （3）爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態 （4）自傷行為が見られる状態 （5）その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

■ 複数・単独飼養について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 フ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 へ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 フ 同一のケージ等に入れる同種哺乳類の飼育頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 へ 同一のケージ等に入れる同種哺乳類の飼育頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

■ 給水の時間について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 タ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 リ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 タ 哺乳類を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 リ 哺乳類を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

■ 夜間営業について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項
ネ販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。		ネ販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。	

■ 訓練方法について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項
ナ展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。	ワ届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。	ナ展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。	ワ届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。

■ 接触・譲り渡しの時間帯について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項
ノ動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。		ノ動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。	

■ 動物への接触方法について

現行		基準案	
第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者	第一種動物取扱業者	第二種動物取扱業者
7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項	7. その他動物の愛護及び適正な飼養 に関し必要な事項
（2）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。	ソ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。	（2）販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。また、顧客等が動物に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。また過度に幼齢な動物、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人畜共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。	ソ届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、触れ合い時に貸出及び展示を行う者は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する見物客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、見物客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。また、見物客等が動物に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が見物客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、見物客の理解を文書又は口頭で確認すること。また過度に幼齢な動物、見物客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人畜共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した見物客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。